

各種補助金等の概要

東海北陸厚生局
健康福祉部健康福祉課

1. 保健衛生施設等施設整備費等国庫補助金

ア 根拠法令

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第19条の10
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第62条

イ 交付の目的

都道府県等の医療機関等の施設及び設備の整備に対して、その経費を補助し、地域住民の健康増進並びに疾病の予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与する。

ウ 交付対象施設又は設備

- ・保健衛生施設等施設整備費補助金

農村検診センター、エイズ治療拠点病院、難病・相談支援センター、結核患者収容モデル病室、感染症指定医療機関、医薬分業推進支援センター、食肉衛生検査所、精神科病院、精神保健福祉センター、精神科デイ・ケア施設等

- ・保健衛生施設等設備整備費補助金

地方中核がん診療施設、エイズ治療拠点病院、難病医療拠点・協力病院、組織バンク、感染症指定医療機関、食肉衛生検査所、とちく場、精神科病院、精神保健福祉センター、精神科デイ・ケア施設、精神科救急車等

2. 保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金

ア 交付の目的

都道府県が設置する保健所、市町村保健センター、精神科病院等の保健衛生施設等が暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた場合における当該施設の災害復旧事業に対して、その費用の一部を補助することにより、公衆衛生の向上に寄与する。

3. 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、地域介護・福祉空間整備推進交付金

ア 根拠法令

地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第5条第2項

イ 交付の目的

市町村が作成した市町村整備計画に基づく事業又は事務の実施に対して、その費用を市町村に交付することにより、地域における公的介護施設等の施設及び設

備等の整備事業を推進する。

ウ 交付対象施設又は設備

市町村が実施する地域における公的介護施設等の施設及び設備等の整備事業、又は民間事業者が実施する同事業に対し、市町村が補助する事業

4. 次世代育成支援対策施設整備費交付金

ア 根拠法令

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第11条第1項

イ 交付の目的

児童福祉施設等の施設の整備に対して、その経費の一部を交付することにより、次世代育成支援対策を推進する。

ウ 交付対象施設

児童福祉施設等

5. 保育所等整備交付金

ア 根拠法令

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の4の3

イ 交付の目的

市町村が作成した保育所等の整備計画に基づく事業の実施に必要な経費の一部を市町村に交付することにより、市町村域内における効率的・効果的な保育所等整備を推進する。

ウ 交付対象施設

保育所等

6. 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金

ア 根拠法令

- ・生活保護法（昭和25年法律第144号）
- ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）等

イ 交付の目的

地方公共団体等が整備する施設整備に対して、その費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図る。

ウ 交付対象施設

障害者総合支援法関連施設、障害児の児童福祉施設、保護施設等

7. 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金

ア 交付の目的

地方公共団体等が整備した施設が、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた場合における当該施設の災害復旧事業に対して、そ

の費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図る。

8. 結核医療費国庫負担金

ア 根拠法令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第61条第2項

イ 交付の目的

県、保健所を設置する政令市が行う入所患者の医療に要する費用等を負担する事業に対して、その費用の一部を負担することにより、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図り、もって公共の福祉の増進を図る。

9. 結核医療費国庫補助金

ア 根拠法令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第62条第1項

イ 交付の目的

県、保健所を設置する政令市が行う一般患者の医療に要する費用等を補助する事業に対して、その費用を補助することにより、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図り、もって公共の福祉の増進を図る。

10. 原爆被爆者手当交付金

ア 根拠法令

- ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第43条第1項
- ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号）第20条

イ 交付の目的

県が行う医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当並びに原子爆弾小頭症手当の支給する事業に対して、その経費の全部を交付することにより、被爆者の受療の促進、健康の保持促進を図る。

11. 原爆被爆者葬祭料交付金

ア 根拠法令

- ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第43条第1項
- ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号）第20条

イ 交付の目的

県が行う原爆被爆者葬祭料を支給する事業に対して、その経費の全部を交付することにより、被爆者の精神的不安を和らげる。

12. 原爆被爆者健康診断費交付金

ア 根拠法令

- ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第43条第1項
- ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号）第20条

イ 交付の目的

県が行う原爆被爆者の健康診断に対して、その経費の全部を交付することにより、被爆者の健康の保持及び向上を図る。

13. 児童扶養手当給付費国庫負担金

ア 根拠法令

児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第21条

イ 交付の目的

県知事又は市町村長が行う児童扶養手当を支給する事業に対して、その費用の一部を負担することにより、父又は母と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者又は20未満の心身に障害がある者）が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、もって児童福祉の増進を図る。

14. 特別児童扶養手当事務取扱交付金

ア 根拠法令

特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第14条

イ 交付の目的

県知事又は市町村長が行う特別児童扶養手当を支給する事務に対して、その費用を交付することにより、本制度の円滑な運営を図る。

15. 特別障害者手当等給付費国庫負担金

ア 根拠法令

特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第25条及び第26条の5

イ 交付の目的

県又は市町村が行う特別障害者手当、障害児福祉手当等を支給する事務に対して、その費用の一部を負担することにより、精神又は身体に重度の障害を有する者の福祉の増進を図る。

16. 婦人保護費国庫負担金

ア 根拠法令

- ・売春防止法（昭和31年法律第118号）第40条第1項

- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第28条第1項

イ 交付の目的

県が行う婦人相談所での一時保護及び移送等の事業に対して、その費用の一部を負担することにより、要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図るとともに、配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を図る。

17. 婦人保護費国庫補助金

ア 根拠法令

- ・売春防止法(昭和31年法律第118号)第40条第2項
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第28条第2項

イ 交付の目的

県が行う婦人保護施設での収容保護の事業に対して、その費用の一部を補助することにより、要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図るとともに、配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を図る。

18. 児童入所施設措置費等国庫負担金

ア 根拠法令

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第53条

イ 交付の目的

県又は市町村が行う児童等の入所後の保護又は委託後の養育に対して、その費用の一部を負担することにより、施設等への入所又は委託、助産の実施及び施設等の最低基準の維持を図る。

19. 保育所運営費国庫負担金

ア 根拠法令

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第53条

イ 交付の目的

児童福祉法に基づき、市町村が行う保育所の運営に対して、その経費の一部を負担することにより、保育に欠ける児童に対して保育の実施を図ることを目的とする。

※ 交付決定に関する事務については、平成27年4月1日から内閣府に移管。